

財産の取得の変更について

下記のとおり物品の取得を変更することにつき、磐田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年磐田市条例第59号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地 博 昭

記

- 1 契 約 の 目 的 消防ポンプ自動車CD-I型の購入
- 2 納 期 変更前 令和8年3月31日まで  
変更後 令和9年3月31日まで
- 3 契約の相手方 沼津市東間門2丁目1番地の5  
株式会社 畠山ポンプ製作所  
代表取締役 畠山 昭夫